

名古屋市議会 意見書 採択される

地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、政令指定都市として横浜市議会に続き名古屋市議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，法務大臣及び内閣府特命担当大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

政令指定都市の存する各道府県においては本都市においてもこの決議が必要不可欠であるものと考えられます。この問題について、横浜市に続き名古屋市においても反対決議がなされたことは非常に大きく他の政令指定都市を抱える各道府県は勿論，これ以外の市町村においても大きな影響を与えることは多大なものと考えられます。

詳細については以下のとおりです。

愛知調政連第120号
平成25年12月24日

全国土地家屋調査士政治連盟

会長 横山 一夫 様

愛知県土地家屋調査士政治連盟

会長 瀧 秀 隆



登記の事務・権限の地方への移譲に関する意見書の採択について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、いつも土地家屋調査士制度の推進のための、ご尽力を心よりお礼申し上げます。

さて、この度、名古屋市議会におきまして別添のごとく、標記の件につき反対する意見書が12月6日付、全会一致にて採択されましたので、ご報告いたします。

なお、引き続き当政治連盟と愛知県土地家屋調査士会の連名にて、愛知県議会においても、同様の意見書が採択されるよう運動中でありますので、併せてご報告いたします。

今後とも、各単位政連の活動に対しての、連携とご協力のほどよろしくお願い申し上げます

平成25年議員提出議案第28号

登記の事務・権限の地方への移譲に関する意見書の提出について

上記の意見書を次のように国会及び関係行政庁に提出するものとする。

平成25年12月6日提出

提出者

加藤 修

富田ひでとし

田辺 雄一

丹羽 ひろし

大村 光子

田口 一登

服部 将也

木下 優

坂野 公壽

小川としゆき

田山 宏之

浅井 正仁

斎藤 まこと

長谷川 由美子

堀田 太規

鈴木 孝之

成田たかゆき

登記の事務・権限の地方への移譲に関する意見書

現在、地方分権改革を推進するため、国から地方への事務・権限の移譲等についての検討が行われている。

しかしながら、安全な不動産取引等の実現を通じて重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与する登記制度は、高い中立性、公正性が求められることから、その事務や権限については、現在と同様、国の機関である法務局において全国的に統一された基準により直接行われる必要がある。

また、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門知識に裏づけられた判断が不可欠であり、地域によって運用に格差が生ずることのないよう、国において一元的、体系的に研修や教育を実施していくべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、登記の事務・権限を地方への移譲対象とせず、国の機関である法務局が引き続き担うこととするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

} 宛(各通)

(理由)

この案を提出したのは、国会及び政府に対し、登記の事務・権限の地方への移譲に関し要望する必要があるによる。